

# 栃木県公幸

平成31(2019)年 3月29日(金) 号 外 第 9 号

目	次	
規	則	

### 規 則

# 栃木県規則第十二号

栃木県行政組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。 平成三十一年三月二十九日

> 栃木県知事 福 田 富 1

# 栃木県行政組織規程の一部を改正する規則

栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

珳 띰 致 正 温

(課、室、班及び担当)

第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、炊一 の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の 下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置

熊 · 強 农	班 • 担 当 名
盤	
地 城 張 興 課	22

- 三 県民生活部

黒・ 強 名	班 ・ 担 当 名
盤	
允 機 笛 理 課	当 担当、危機・防災情報担 総務企画担当、災害対策

(課、室、班及び担当)

第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次 の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の 下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置

點· 強 名	班·坦当名
~	
地 塚 張 興 課	智
国 体 準 鶴 頌	担当、競技式典担当総務企画担当、施設調整

- 11 容
- 三 県民生活部

課・ 室 名	班·坦当名
盤	
仓 機 管 理 課	担当総務企画担当、災害対策

器

回 盤

五 保健福祉部

獣・	班 · 担 当 名
盤	
摩 串 福 社 熊	神保健福祉担当、精祉サービス事業担当、精促進担当、福企画推進担当、社会参加
盤	

六 産業労働観光部

H 1	<b>些</b>	倒女	<del>L</del>	班		型	汌	夲
盤								
Ħ	XX)	Ř	講	済・交国際態				
観	光长	义 润	講	よう イイミン かまな かみな かまな と	   歳   下	ショ興担	"黑"	デスとも
Vπ								

=

七・八 略

22 密

(分掌事務)

の分堂事務は、汝のとおりとする。第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課

統合政策部

総合政策課~地域振興課 略

た機管理課 県民文化課 略県民生活部 経営管理部 略

ト~十 器

器

回 路

五 保健福祉部

課・ 室 名	班 ・ 担 当 名
盤	
衛 串 聞 荘 職	神保健福祉担当、結祉サービス事業担当、精ポーツ大会準備担当、福促進担当、全国障害者ス企画推進担当、社会参加
盤	

六 産業労働観光部

監	• (#)	名	班・担当名
盤			
H	毲	黚	済・交流担当、旅券担当企画・協力担当、経
* 観	化 交 流	業	ペーン推進班 ティネーションキャン ぎ特産振興担当、デス誘客担当 、とち観光地づくり担当、海外
盤			

七・八 略

22 器

(分掌事務)

の分掌事務は、汝のとおりとする。第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課

統句政策部

総合政策課~地域振興課 略

国体準備室

| 第七十七回国民体育大会の開催に関するこ

∆)°

経営管理部 略

県民生活部

県民文化課 略

危機管理課

八 防災行政ネットワークに関すること。

九 略

消防防災課

| • | | ~ |

型~力 零

くらし安全安心課

一~五 略

大 再犯の防止等に関する施策の推進に関するこ

カ~川十川 奉

統計課~人権・青少年男女参画課 略

一~九 器

材産業課の所掌するものを除く。)。 人 森林経営管理法の施行に関すること (林業木

九~十五 略

地球温暖化対策課

| • | | 容

三 気候変動適応法の施行に関すること。

□~十│ 盤

林業木材産業課環境保全課~廃棄物対策課 略

一~回 と

表に関するものに限る。)。 理実施権の設定に係る民間事業者の公募及び公工 森林経営管理法の施行に関すること(経営管

森林整備課 略

保健福祉部

保健陌祉課

<u>と。</u> <u>保健に係る人材確保の総合調整に関するこ</u>

五 保健に係る研修の総合企画に関すること。

大 保健師業務の統括に関すること。

く。)。 ること(高齢対策課の所掌するものを除す三、社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関す

十回~11十 魯

所掌するものを除く。)。 金貸与条例の施行に関すること(高齢対策課の 三十一 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資

1 | 十 1 | ~ | 1 | 十 | と

医療政策課

| ~ | | 十 | | と

< 略

消防防災課

三 防災行政ネットワークに関すること。

回~八 略

くらし安全安心課

一~H 略

統計課~人権・青少年男女参画課 略

環境森林部

**環境森林政策課** 

ー~九 器

八~十回 略

地球温暖化対策課

林業木材産業課 環境保全課~廃棄物対策課 略

一~回 器

<u>H</u>∼<u>十</u>回 器

森林整備課 略

保健福祉部

保健陌社課

四~九 略

十 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関す

ること

金貸与条例の施行に関すること
十八 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資

<u>十七</u> ~<u>二十</u> ~

医療政策課

| ~ | | 十 | | と

こと。 に使に係る人材確保の総合調整に関する

高齢対策課

| ~ | | | | | | | | |

こと(介護福祉士に係るものに限る。)。 回 社会福祉士及び介護福祉士法の施行に関する

十二 介護に係る人材確保に関すること。

るものに限る。)。 貸与条例の施行に関すること(介護福祉士に係 十三 栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金

健康増進課 略

障害福祉課

1~十代 盤

すること。 十七 アルコール健康障害対策基本法の施行に関

こども政策課~国保医療課 略

産業労働観光部

産業政策課・工業振興課 略

経営支援課

コ~十代 密

十七 小規模企業者等設備導入資金

に関すること。

十八 中小企業高度化資金 に関するこ

40

十七~11十1 路

国際課 略

観光交流課

一~< 格

光の振興に関する法律 の施行に関する九 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観

NAO°

十~十回 盎

労働政策課

| ~ 十 1 | と

施行に関すること。用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の十三、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇

十回~11十月 魯

農政部 略

県土整備部

監理課~住宅課 略

用地課

一~< 密

<u>か。</u> 三十四 保健に係る研修の総合企画に関するこ

高齢対策課

| ~ | 1| と |

□∽十 盤

十 | ~ | | 十 | を

健康増進課 略

障害福祉課

1~十代 魯

十九~川十月 零

催に関すること。 二十六 第二十二回全国障害者スポーツ大会の開

こども政策課~国保医療課 略

産業労働観光部

産業政策課・工業振興課 略

経営支援課

し~十八 器

に関すること。十七 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行

ナ八 中小企業高度化資金の貸付けに関するこ

十七~11十1 器

国際課 略

観光交流課

一~< 格

こと。る国際観光の振興に関する法律の施行に関する九 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進によ

十~十回 器

労働政策課

十三 雇用対策法

施行に関すること。

十四~二十五 略

農政部 略

県土整備部

監理課~住宅課 略

用地課

一~< 路

別措置法の規定による裁定事務に関すること。 九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特

会計局 略総合スポーツゾーン整備室 略

ひ・8 器

(自動車税事務所)

## 第十九条の二 略

管理課2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

| ~十||| と

十三~十七 を

課兇課

と・4 泰

(健康福祉センター)

## 紙二十条 愿

は、次のとおりとする。3 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務

総務福祉部 略

地域保健部

建東支援課

1 🔯

性特定疾病に係るものに限る。)。 □ 児童福祉法の施行に関すること(専ら小児慢

<u>川</u>・<u></u> 回 盤

健康対策課

行に関すること。 ゴ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施

生行衛生課·試験検査課 略

の~~ 器

(児童相談所)

設置された児童相談所は、汝の業務を行う。第二十一条 栃木県行政機関設置条例第十条により

| ~< 略

む。) の規定による調査等に関すること。 (第十二条第五項において準用する場合を含に係る児童の保護等に関する法律第七条第二項人 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん

九 略

総合スポーシゾーン 難備室 略

2・2 魯

(自動車税事務所)

## 第十九条の二 略

管理課2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

一~十川 と

十円~十九 器

課稅課

と。 自動車取得税・自動車税特別会計に関するこ

五 栃木県証紙代金収納計器に関すること。

と・4 帝

(建乗届社センター)

## **淝二十** 器

は、次のとおりとする。 3 県東健康福祉センター等の各部課の分掌事務

総務福祉部 略

地域保健部

健康支援課

11・111 盤

健康対策課

生活衛生課・試験検査課 略

8~~ と

(児童相談所)

設置された児童相談所は、次の業務を行う。第二十一条 栃木県行政機関設置条例第十条により

| ~< 略

九~十一 略

査課、虐待対応課、判定指導課及び一時保護課を一 置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画管理課

| ~< 略

九 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の 要否の決定等に関すること。

十~十月 器 柏談調査課

一~目 器

田~五 器

八 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん に係る児童の保護等に関する法律第七条第二項 (第十二条第五項において準用する場合を含 む。)の規定による調査等に関すること。

九・十 略

十一 里親の支援に関すること。

<u>十二・十川</u> 盎

虐待対応課~一時保護課 略

例 栃木県県南児童相談所に管理課、判定指導課及 び虐待対応課を置き、各課の分掌事務は、次のと おりとする。

管理課

- | | 公印の保管に関すること。
- 三 文書の収受、発送、編集及び保存に関するこ ٦υ°
- 四 予算の経理に関すること。
- 五 物品の出物保管に関すること。
- 大 現金、有価証券等の出納保管に関すること。
- 七 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 八 児童福祉施設等に措置した児童に係る費用の 徴収に関すること。
- 九 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の 要否の決定等に関すること。
- 十 児童ケースレコード等の整理保存に関するこ
- 十一資料及び統計に関すること。
- 十二 前各号に掲げるもののほか、判定指導課及 び虐待対応課の主管に属しない事務に関する 11AI°

判定指導課

- | 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村 に対する援助等に関すること(虐待対応課の所 掌するものを除く。)。
- 二 児童に関する各般の問題につき、相談に応ず ること(虐待対応課の所掌するものを除

2 栃木県中央児童相談所に、企画管理課、相談調 2 栃木県中央児童相談所に、企画管理課、相談調 **査課、虐待対応課、判定指導課及び一時保護課を** 置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画管理課

| ~< 略

九~十回 略 相談調宜課

一~日 密

五 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の 要否の決定等に関すること。

√ < ≤ 器
</p>

九・十 略

虐待対応課~一時保護課 略

- く。)。 に関すること(虐待対応課の所掌するものを除 三 児童及び家庭についての必要な調査及び指導
- 四 巡回相談に関すること。
- (虐待対応課の所掌するものを除く。)。 五 児童福祉法第二十六条の措置に関すること
- | 広課の所掌するものを除く。)。| | に第二十七条の二の措置に関すること(虐待対| | 内童福祉法第二十七条第一項及び第二項並び
- 除く。)。 等に関すること(虐待対応課の所掌するものを 上 児童福祉法第三十三条の六の規定による委託
- む。) の規定による調査等に関すること。 (第十二条第五項において準用する場合を含に係る児童の保護等に関する法律第七条第二項人 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん
- 広課の所掌するものを除く。)。 九 関係機関との連絡調整に関すること(虐待対
- 達に関すること。

  上 里親を希望する者の中出の受理、調査及び進
- 十一 里親の支援に関すること。
- 学的及び精神保健上の判定及び指導に関するこ十二 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会

### 虐待対応課

- ものに限る。)。 に対する援助等に関すること(児童虐待に係る - 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村
- ること(児童虐待に係るものに限る。)。 □ 児童に関する各般の問題につき、相談に応ず
- る。)。 に関すること(児童虐待に係るものに限三」児童及び家庭についての必要な調査及び指導
- (児童虐待に係るものに限る。)。 四 児童福祉法第二十六条の措置に関すること
- 特に係るものに限る。)。 に第二十七条の二の措置に関すること(児童虐」 因童福祉法第二十七条第一項及び第二項並び
- る。)。 等に関すること(児童虐待に係るものに限 大 児童福祉法第三十三条の六の規定による委託
- 告又は送致を受けた場合の措置に関すること。 七 児童虐待の防止等に関する法律に規定する通
- 項の規定による勧告に関すること。八 児童虐待の防止等に関する法律第十一条第三
- 定による面会又は通信の制限に関すること。 内 児童虐待の防止等に関する法律第十二条の規
- 待に係るものに限る。)。 十 関係機関との連絡調整に関すること(児童虐

務は、次のとおりとする。所に管理課及び判定指導課を置き、各課の分掌事所に管理課及び判定指導課を置き、各課の分掌事

管理課

一~回 盤

五 物品の出際保管に関すること。

长~十回 器

判定指導課

一~目 器

(第十二条第五項において準用する場合を合に係る児童の保護等に関する法律第七条第二項五 民間あっせん機関による養子縁組のあっせん

む。)の規定による調査等に関すること。

理、調査及び進達に関すること。
九 里親 を希望する者の申出の受

十 里親の<u>支援</u>に関すること。

十一~十川 器

いる

(農業振興事務所)

- 第二十五条 栃木県行政機関設置条例第十四条の規 定により設置された農業振興事務所に、管理部 (栃木県安足農業振興事務所を除く。)、企画振 興部、経営普及部及び農村整備部(栃木県安足農 業振興事務所を除く。) を置き、管理部に管理課 を、企画振興部に企画振興課(栃木県安足農業振 興事務所にあっては、企画調整課及び振興課) を、経営普及部に園芸課(栃木県上都賀農業振興 事務所、栃木県芳賀農業振興事務所及び栃木県下 都質農業振興事務所にあっては、いちご園芸課及 び野菜粿)、農畜産課(栃木県邪須農業振興事務 所にあつては、農産課及び畜産課)及び経営指導 担当を、農村整備部に調査保全課(栃木県河内農 業振興事務所及び栃木県塩谷南那須農業振興事務 所を除く。)、整備課(栃木県下都賀農業振興事 務所にあっては、整備第一課及び整備第二課)<br />
  及 び管理指導担当を置く。
- る。)において、調査保全課が置かれていない農は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)において、農畜産課が分課されている農業又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定め又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定め及。)において、園芸課の事務をいちご園芸課整課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め産課と振興課の分掌事務は、所長が別に定め産課と抵與料整備部の事務を企画振興部(企画調理部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調とない、

務は、次のとおりとする。所に管理課及び判定指導課を置き、各課の分掌事

管理課

一~日 密

五 物品の収納保管に関すること。

代~十回 器

判定指導課

一~回 罄

理

及び進達に関すること。

川 里親文は保護受託者を希望する者の申出の受

<u>さと。</u> <u>里親を希望する者の申出に係る調査に関する</u>

十 里親の指導に関すること。

十一~十川 器

4 器

(農業振興事務所)

所を除く。)、整備課業振興事務所及父栃木県塩谷南那須農業振興事務所及び栃木県塩谷南那須農業振興事務問当を、農村整備部に調査保全課(栃木県河内農所にあつては、農産課及び畜産課)及び経営指導部質農業振興事務所にあっては、いちご園芸課及を、経営普及部に園芸課(栃木県北都賀農業振興事務所及び栃木県下金、企画振興部に企画振興課(栃木県安足農業振興事務所をはつとは、企画調整課及び振興課)経営普及部及び農村整備部(栃木県安足農業振興事務所を除く。)を置き、管理部に管理課(栃木県安足農業振興事務所を除く。)、企画振風記により設置された農業振興事務所に、管理部定により設置された農業振興事務所に、管理部第二十五条 栃木県行政機関設置条例第十四条の規

び管理指導担当を置く。

る。)において、調査保全課が置かれていない農は畜産課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)において、農畜産課が分課されている農業又は野菜課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)において、園芸課の事務をいちご園芸課と。)において、園芸課が分課されている農業振難と振興課の分掌事務は、所長が別に定め理部及び農村整備部の事務を企画振興部(企画調ただし、栃木県安足農業振興事務所にあっては管ただし、場本県安兄農業振興事務所にあっては管

皮

| 対いて、それぞれ分掌するものとする。 | 課(各課の分掌事務は、所長が別に定める。)に | あつては整備課の事務を整備第一課又は整備第二 | いて、整備課が分課されている農業振興事務所に | く。) にあつては調査保全課の事務を整備課にお | 業振興事務所(栃木県安足農業振興事務所を除

管理部~農村整備部 略

8~9 容

(附属機関)

議会、調査会等は、汝のとおりである。規定による附属機関として設けられた審査会、審第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の

出 節 討	記 難 選	附属 機 関
盤		
	策謀環境林政	栃木県環境審議会
		器
	環境保全課	路
	森林整備課	栃木県森林審議会
盤		

いて く。) にあつては調査保全課の事務を整備課にお業振興事務所(栃木県安足農業振興事務所を除

85~6 路管理部~農村整備部 略 ----、それぞれ分掌するものとする。

(附属機関)

議会、調査会等は、次のとおりである。規定による附属機関として設けられた審査会、審第九十三条 地方自治法第百三十八条の四第三項の

出節	品 點 蛋	附属 機 関			
盤	盤				
		栃木県環境審議会			
	策課環境森林政	栃木県森林審議会			
		盘			
	環境保全課	智			
留					

### 金三

中第九号を第十号とし、第八号の次に一号を加える改正規定は、同年六月一日から施行する。この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一項の表県土整備部の部用地課の項

(人事課)